

名古屋市職員措置請求の監査結果

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、政務活動費の不当利得返還請求に係る名古屋市職員措置請求書（別添のとおり。以下「請求書」という。）が提出された。

なお、同一の請求人から 2 件の請求書が提出されているが、請求の要旨は同様のため、一括して取り扱うこととした。

第 1 措置請求の概要

1 請求書の提出日

平成27年 9 月 3 日

2 請求の要旨

(1) 請求書（その 1）

減税日本 元祖・庶民革命（以下「庶民革命」という。）に交付された政務活動費について、当該会派に政務活動費が交付された平成26年 4 月より前の活動である平成26年 2 月分及び 3 月分の人件費（各月20万円：合計40万円）が含まれており、これは名古屋市会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）第 4 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲を超えるとして、条例第 6 条の規定に基づき、平成27年 5 月20日に当該会派の代表者である中村孝道氏に対して市長は返還命令をしている。

この40万円については、いまだ返還がされておらず、早期に返還されるよう法的措置をとるなど必要な措置をとるべきである。

(2) 請求書（その 2）

生活の党と名古屋のなかまたち（以下「生活の党」という。）に交付された政務活動費について、当該会派に政務活動費が交付された平成27年 3 月より前の活動である平成27年 2 月分の人件費（20万円）が含まれており、これは条例第 4 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲を超えるとして、条例第 6 条の規定に基づき、平成27年 6 月22日に当該会派の代表者である中村孝道氏に対して市長は返還命令をしている。

この20万円については、いまだ返還がされておらず、早期に返還されるよう法的措置をとるなど必要な措置をとるべきである。

第 2 監査委員の除斥

ふじた和秀監査委員及び中村満監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、本件監査請求の監査に加わらなかった。

第 3 請求の要件審査

本件は、地方自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、これを

受理した。

第4 監査の実施

1 請求人の陳述

平成27年9月18日に、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求の要旨を補足するために、請求人から陳述を聴取した。

陳述において、請求人からは請求の要旨は請求書に記載した通りとの発言があり、違法・不当事由の追加及び追加証拠の提出はなかった。

2 監査の対象事項

本件監査においては、庶民革命に対して返還を命じた40万円及び生活の党に対して返還を命じた20万円について、市長が必要な措置を講じているかを監査対象事項とした。

3 監査対象局

市会事務局を監査対象局とした。

平成27年10月1日に、市会事務局職員から事情を聴取したところ、概ね次のような説明があった。

(1) 返還命令に至った経緯

ア 庶民革命に交付された政務活動費

平成27年2月24日、条例第5条の規定に基づき、庶民革命から収支報告書及び領収書その他当該支出の事実を証する書類（以下「収支報告書等」という。）が議長あてに提出された。議長が、条例第8条の規定に基づき収支報告書等の確認を行ったところ、政務活動費が当該会派に交付された平成26年4月より前の活動である平成26年2月及び3月分の人件費（各月20万円：合計40万円）が含まれていることが明らかとなったため、議長による当該会派に対する聴き取り調査等が実施され、平成26年2月及び3月分の人件費に充てられた40万円は不適切との調査結果が取りまとめられている。

名古屋市会政務活動費の交付に関する規則（以下「規則」という。）第5条に基づき、平成27年5月19日に、議長は市長あてに収支報告書の写しを送付した。当該収支報告書及び議長の調査結果を踏まえ、市長は、平成27年5月20日付け文書にて、平成27年6月5日を納期限として、収支報告書により政務活動費の残余分として当該会派より報告された43,447円と議長の調査により不適切とされた40万円の返還を命じている。

イ 生活の党に交付された政務活動費

平成27年4月20日、条例第5条の規定に基づき、生活の党から収支報告

書等が議長あてに提出された。議長が、条例第8条の規定に基づき収支報告書等の確認を行ったところ、政務活動費が当該会派に交付された平成27年3月より前の活動である平成27年2月分の人件費（20万円）が含まれていることが明らかとなったため、議長による当該会派に対する聴き取り調査等が実施され、平成27年2月分の人件費に充てられた20万円は不適切との調査結果が取りまとめられている。

規則第5条に基づき、平成27年6月15日に、議長は市長あてに収支報告書を送付した。当該収支報告書及び議長の調査結果を踏まえ、市長は、平成27年6月22日付け文書にて、平成27年7月10日を納期限として、収支報告書により政務活動費の残余分として当該会派より報告された29,416円と議長の調査により不適切とされた20万円の返還を命じている。

(2) 返還を命じた政務活動費の返還状況

庶民革命及び生活の党から政務活動費の残余分として報告された43,447円及び29,416円は市へ返還されているものの、議長の調査により不適切とされたことを踏まえ市長が返還を命じた40万円及び20万円は返還されていない。

(3) 返還されていない政務活動費に対する対応及び請求に対する見解

議長の調査結果を踏まえ、庶民革命及び生活の党の代表者である中村孝道氏に返還命令を手交しており、返還命令を手交した後も、電話や来庁された際に、市への返還を促してきている。平成27年9月24日には、中村孝道氏に対し、庶民革命及び生活の党の不適切な支出である40万円及び20万円に係る督促状を手交した。

したがって、返還されない不適切な支出に対し、適切な措置を講じているものと考えている。

4 監査委員が認定した事実

市長は、平成27年5月20日付け文書にて、庶民革命に交付した政務活動費443,447円の返還を命じており、このうち43,447円については、平成27年8月4日に返還されている。

また、市長は、平成27年6月22日付け文書にて、生活の党に交付した政務活動費229,416円の返還を命じており、このうち29,416円については、平成27年8月4日に返還されている。

さらに、平成27年9月24日には、中村孝道氏に対し、庶民革命及び生活の党に対して返還を命じた40万円及び20万円それぞれについて、書面にて督促がされている。

5 監査委員の判断

本市では、名古屋市債権管理条例（以下「債権管理条例」という。）が定めら

れており、債権管理条例第2条の規定において、市が行うべき債権の管理に関する事務は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例に定めるところによるとされている。また、債権管理条例第5条の規定において、市長は履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して書面にて督促を行うこととされている。

本件請求に係る債権については、債権管理条例の定めるところにより、平成27年9月24日、庶民革命及び生活の党の代表者である中村孝道氏に対して書面にて督促がされていることから、既に必要な措置が講じられている。

第5 監査の結果

以上述べたとおり、本件住民監査請求は、既に必要な措置が講じられていることから、措置する必要は認められない。

なお、市会事務局にあつては、引き続き債権管理条例に基づき適正に債権を管理されたい。

(別添 1)

名古屋市職員措置請求書

1 請求の要旨

(1) 誰が

市長

(2) いつどのような財務会計上の行為又は怠る事実があるのか

会派、減税日本 元祖・庶民革命に政務活動費が交付された2014年4月より前の活動である2014年2月及び3月分の人件費が含まれている。

(3) その行為又は怠る事実はどのような理由で違法又は不当であるのか

会派設立前の請求であり不当利得である。名古屋市会政務活動費の交付に関する条例第4条に想定する政務活動費にあてることのできる経費の範囲を越える不適切な支出となります。

(4) それにより市がどのような損害をこうむるのか

40万円

(5) どのような措置を求めるのか

政務活動費の不当利得の返還を求める。(別紙参照)

別紙

すでに返還命令はされているが、2015年9月1日に市会事務局の担当者に返還された文書があるか尋ねたところ、ないという回答があったため、いまだ返還されていないとわかった。

返還の期限が過ぎたのち、1～2回電話はしたようだが、早期に返還されるよう法的措置をとるなど、必要な措置をとるべきである。

2 請求者

(住所、職業、氏名等は省略)

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2015年9月3日

名古屋市監査委員

(添付書類は省略)

(注) 請求書は原文のまま掲載した。

(別添 2)

名古屋市職員措置請求書

1 請求の要旨

(1) 誰が

市長

(2) いつどのような財務会計上の行為又は怠る事実があるのか

会派、生活の党と名古屋のなかまたちに政務活動費が交付された2015年3月より前の活動である2015年2月分の人件費が含まれている。

(3) その行為又は怠る事実はどのような理由で違法又は不当であるのか

会派設立前の請求であり不当利得である。名古屋市会政務活動費の交付に関する条例第4条に想定する政務活動費にあてることのできる経費の範囲を越える不適切な支出となります。

(4) それにより市がどのような損害をこうむるのか

20万円

(5) どのような措置を求めるのか

政務活動費の不当利得の返還を求める。(別紙参照)

別紙

すでに返還命令はされているが、2015年9月1日に市会事務局の担当者に返還された文書があるか尋ねたところ、ないという回答があったため、いまだ返還されていないとわかった。

返還の期限が過ぎたのち、1～2回電話はしたようだが、早期に返還されるよう法的措置をとるなど、必要な措置をとるべきである。

2 請求者

(住所、職業、氏名等は省略)

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2015年9月3日

名古屋市監査委員

(添付書類は省略)

(注) 請求書は原文のまま掲載した。